

算定点数概要一覧

● 歯科初診料 注1(歯初診)

点数および加算名称 ()内は略称	届出ている場合 算定点数	届出していない場合 算定点数	算定要件の概要
初診料	264点	240点	届け出ていれば算定できる。
再診料	56点	44点	届け出ていれば算定できる。

※地域歯科診療所支援病院歯科初診料・再診料は省略。

● 歯科外来診療環境体制加算1(外来環1)

点数および加算名称 ()内は略称	算定点数	算定要件の概要
初診料 注9 歯科外来診療環境体制加算1(外来環1)	23点	届け出ていれば算定できる。
再診料 注8 再診時歯科外来診療環境体制加算1(再外来環1)	3点	

※外来環2は省略。

● かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)

点数および加算名称 ()内は略称	か強診の 算定点数	か強診以外の 算定点数	算定要件の概要
歯科疾患管理料(歯管)			
注10 エナメル質初期う蝕管理加算(初期う蝕)	260点	-	か強診であって、管理および療養上必要な指導等を行い、その内容を説明する。 F局を実施し、口腔内カラー写真を撮影する。
注12 長期管理加算(長期)	120点	100点	6か月を超えて管理および療養上必要な指導等を行う。
歯科訪問診療料(訪問診療)			
注11 歯科訪問診療補助加算(訪補助)	同一建物居住者以外 115点 同一建物居住者 50点	同一建物居住者以外 90点 同一建物居住者 30点	衛生士が歯科医師と同行の上、診療の補助を行う。
注15 歯科訪問診療移行加算(訪移行)	150点	100点	外来を受診していた患者に訪問診療を実施する。
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(訪問口腔リハ)			
注4 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算	75点	-	か強診であれば算定できる。
小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(小訪問口腔リハ)			
注4 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算	75点	-	か強診であれば算定できる。
歯周病安定期治療(SPT)			
注2Iにおける規定	-	-	か強診であれば SPTを月1回算定できる。
注3 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算	120点	-	か強診であれば算定できる。

● 在宅療養支援歯科診療所1、2(歯援診1、2)

点数および加算名称 ()内は略称	歯援診の算定点数		歯援診以外の 算定点数	算定要件の概要
	歯援診1	歯援診2		
退院時共同指導料1	900点		500点	入院患者の退院後、当該患者の在宅医療を担当する医科医療機関と連携する歯科医療機関の歯科医師が、入院医療機関等の医師等と共同して療養上必要な説明および指導を行い文書により情報提供を行う。 迅速な歯科訪問診療が可能な体制を確保する。
歯科訪問診療料(訪問診療)				
注11 歯科訪問診療補助加算(訪補助)	同一建物居住者以外 115点 同一建物居住者 50点		同一建物居住者以外 90点 同一建物居住者 30点	衛生士が歯科医師と同行の上、診療の補助を行う。
注16 通信画像情報活用加算(ICT加算) ※ 歯科訪問診療料1、2を算定する場合のみ	30点		-	歯科衛生士が訪問衛生指導(※)を実施した際、訪問先で情報通信機器を用いて口腔内の状態を撮影し、歯科医師がリアルタイムで確認する。算定は次回訪問診療時。 ※訪問歯科衛生指導料(訪衛指)
歯科疾患在宅療養管理料(歯在管)	340点	230点	200点	歯科疾患の状況、口腔機能の評価結果などを踏まえた管理計画の内容について患者に説明する。
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(訪問口腔リハ)				
注5 在宅療養支援歯科診療所加算1	145点	-	-	歯援診1であれば算定できる。
注5 在宅療養支援歯科診療所加算2	-	80点	-	歯援診2であれば算定できる。
小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(小訪問口腔リハ)				
注5 在宅療養支援歯科診療所加算1	145点	-	-	歯援診1であれば算定できる。
注5 在宅療養支援歯科診療所加算2	-	80点	-	歯援診2であれば算定できる。